午後の部	午後１時00分から午後４時00分までの３時間	前記３の⑵から⑷まで

イ　午前の部の試験（前記３⑴）及び午後の部の試験のうち前記３⑶及び⑷については多肢択一式により、午後の部の試験のうち前記３⑵については多肢択一式及び記述式により、それぞれ実施する。

なお、午前の部の試験の多肢択一式問題、午後の部の試験の多肢択一式問題又は午後の部の試験の記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とする。

⑶　口述試験

筆記試験に合格した者につき、前記３⑵及び⑷に掲げる事項について行う。

⑷　筆記試験免除申請者

令和７年度の司法書士試験の筆記試験合格者については、今回の司法書士試験の筆記試験を免除する。

⑸　法令等の適用日

筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、令和８年４月１日（水曜日）現在において施行されているもの（同日が施行日とされているものを含む。）とする。

5　試験場所

⑴　筆記試験

受験申請書類を提出した法務局又は地方法務局（横浜、さいたま、千葉、静岡、京都、神戸及び那覇に限る。）が指定する場所

⑵　口述試験

法務局及びその管内の地方法務局（横浜、さいたま、千葉、静岡、京都、神戸及び那覇に限る。）における筆記試験の合格者については、その法務局が指定する場所

筆記試験免除申請者については、受験申請書類を提出した法務局が指定する場所

6　受験申請受付期間

令和８年５月７日（木曜日）から同年５月18日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前９時00分から正午まで及び午後１時00分から午後５時00分まで。

なお、受験申請書類を郵送によって提出する場合には、書留郵便によるものとし、令和８年５月18日（月曜日）までの消印があることを要する。

7　受験申請書類の提出先

法務局民事行政部総務課又は地方法務局（横浜、さいたま、千葉、静岡、京都、神戸及び那覇に限る。）総務課

筆記試験免除申請者については、法務局民事行政部総務課

8　受験手数料

8,000円の額に相当する収入印紙を受験申請書に貼って納付すること。

9　受験申請書等の用紙の交付

受験申請書その他の受験の申請に必要な書類の用紙は、令和８年４月１日（水曜日）から同年５月18日（月曜日）までの期間（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）に、全国の法務局及び地方法務局の総務課において交付する。

なお、郵送によって受験申請書等の用紙を請求する場合には、返送用として、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（180円）を貼った角形２号の郵便封筒を同封すること。

10　筆記試験の結果の発表

令和８年８月12日（水曜日）の午後４時に、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）において、筆記試験問題、多肢択一式問題の正解及び基準点等を掲載する。

筆記試験合格者については、令和８年10月１日（木曜日）の午後４時に、筆記試験を実施した法務局又は地方法務局に掲示して行うほか、筆記試験合格者に対して筆記試験合格通知書を発送して行う。また、同日の午後４時に、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）にも筆記試験合格者の受験番号を掲載する。

11　最終合格者の発表

令和８年11月５日（木曜日）の午後４時に、筆記試験を実施した法務局又は地方法務局に掲示して行うほか、同日の午後４時に、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）にも最終合格者の受験番号を掲載する。また、令和８年11月27日（金曜日）の官報において、最終合格者の受験番号及び氏名を公告する。

なお、最終合格者本人には、司法書士試験合格証書を交付する。

おって、今回の筆記試験に合格した者については、その申請によって次回（令和９年度）の司法書士試験の筆記試験が免除される。

令和８年度検察官特別考試の施行

令和８年度検察官特別考試の施行について、次のとおり公告する。

令和８年４月１日

検察官・公証人特別任用等審査会長
和田　雅樹

1　筆記試験

⑴　期日　令和８年７月６日（月）から同月８日（水）まで

⑵　場所　東京高等検察庁（東京都千代田区霞が関１－１－１）

2　口述試験

⑴　期日　令和８年10月１日（木）及び同月２日（金）

⑵　場所　法務省（東京都千代田区霞が関１－１－１）

3　出願期間　令和８年５月７日（木）から同月21日（木）まで

4　受験手続　試験を受けようとする者（令和９年４月１日現在で副検事在職３年以上の者）は、所轄検事長を経由して受験願書を検察官・公証人特別任用等審査会宛て提出しなければならない。

令和８年一級建築基準適合判定資格者検定の施行について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条の規定に基づき、令和８年一級建築基準適合判定資格者検定を次のとおり施行する。

令和８年４月１日　　国土交通大臣　金子　恭之

1　受検資格　一級建築士試験に合格した者

2　検定期日

検定日	時間	区分	内容
８月28日（金）	午前10時から午後４時	考査	一級建築士の設計に係る建築物が建築基準法第６条第１項の建築基準関係規定への適合を判定するために必要な知識

3　検定地　検定地は、受検者の受検申込時における住所地の都道府県により次表のとおりとする。

住所地の都道府県名	検定地
北海道	札幌市
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	仙台市
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	さいたま市
新潟、富山、石川	新潟市
岐阜、静岡、愛知、三重	名古屋市
福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	大阪市
鳥取、島根、岡山、広島、山口	広島市
徳島、香川、愛媛、高知	高松市
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡市